

令和3年度

備前市一般会計、特別会計歳入歳出決算
及び基金運用状況審査意見書

令和4年8月

備前市監査委員

本意見書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により備前市長から審査に付された令和3年度備前市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項で定める書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

また、同法第241条第5項の規定により同市長から審査に付された令和3年度の備前市に係る基金の運用の状況を示す書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和4年8月

備前市監査委員 小野田 隼也

同 土器 豊

目 次

ページ

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	審査の種類	1
第 3	審査の対象	1
第 4	審査の着眼点及び主な実施内容	1
第 5	審査の実施場所及び日程	2
第 6	報告等の表現方法	2
第 7	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	意見	3
(1)	総括意見	3
ア	意見の背景	3
イ	意見	4
(2)	個別意見	5
ア	決算書等の表示が適正でないもの	5
(ア)	収入未済額の表示が適正でないものについて	5
(イ)	財産に関する調書の表示が適正でないものについて	6
イ	予算の執行等が適正でないもの	7
(ア)	概算払いにより交付した補助金等の精算について	7
(イ)	市営住宅に関する事務が適正でないものについて	8
ウ	効率性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの	9
(ア)	債権の管理について	9
3	決算の概要	10

(注) 意見書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「－」・・・・・・・・・・該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」・・・・該当数値はあるが、単位未満のもの

「△」・・・・・・・・・・負数

- 4 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、備前市を表示していない。

(例) 備前市会計規則（平成17年備前市規則第57号）

→備前市会計規則（平成17年規則第57号）

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

第3 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により備前市長から審査に付された、次の会計に係る決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

令和3年度備前市一般会計

令和3年度備前市国民健康保険事業特別会計

令和3年度備前市土地取得事業特別会計

令和3年度備前市三石財産区管理事業特別会計

令和3年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計

令和3年度備前市浄化槽整備事業特別会計

令和3年度備前市後期高齢者医療事業特別会計

令和3年度備前市介護保険事業特別会計

令和3年度備前市飲料水供給事業特別会計

令和3年度備前市宅地造成分譲事業特別会計

令和3年度備前市駐車場事業特別会計

令和3年度備前市企業用地造成事業特別会計

地方自治法第241条第5項の規定により備前市長から審査に付された、令和3年度に係る基金の運用の状況を示す書類

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された令和3年度備前市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用の状況を示す書類について審査した。

審査に当たっては、①決算計数の正確性、②予算執行の適正性かつ効率性、③財産の取得、管理及び処分 of 適正性、④資金管理及び運用の適正性かつ効率性などに主眼を置き、関係各

部署から提出された決算に係る資料と照合するなどの方法により、書類の計数等について、審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、予算の執行状況について、予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査するとともに、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。関係書類の審査については、虚偽表示等のリスクを念頭に、金額的重要性を勘案して抽出により審査を実施した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：備前市役所（備前市東片上126番地）

日程：令和4年6月17日から同年8月23日まで

第6 報告等の表現方法

監査委員は、備前市監査基準第20条第3項の規定に基づき、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第7 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された各会計の決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づき調製等されており、重要な点において、適正に表示しているものと認められた。

また、予算の執行は、個別意見に記載した事項はあるが、審査の結果に影響を与えるほどの重要なものではなかった。

基金の運用の状況を示す書類は、証書類と符合し、適正に表示しているものと認められた。また、基金の運用は、適正に執行されているものと認められた。

2 意見

(1) 総括意見

ア 意見の背景

備前市の令和3年度決算は、一般会計及び各特別会計を合わせた総額で、歳入計307億8722万余円、歳出計291億4736万余円となっている。

一般会計については、歳入213億1112万余円、歳出202億3628万余円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、10億7483万余円となっている。そして、ここから翌年度へ繰り越すべき財源2億2028万余円を差し引いた実質収支は、8億5455万余円となっている。

一般会計の歳入についてみると、歳入全体の23.6%を占める市税については、収入済額が50億2427万余円（調定額に対する収入済額の割合95.8%）となっており、2年度と比べ2億8238万余円の増加となっている。また、3年度における市税の収入未済額については、1億9987万余円となっており、2年度と比べ1億4731万余円の減少となっている。直近5年間でみると、元年度までは年々収納未済額が減少していたが、2年度に増額に転じた後、3年度に減少していることについて、コロナ禍の影響や制度改正等を踏まえて状況を分析し、効果的、効率的な徴収及び滞納対策に取り組む必要がある。

一方、歳出については、一般会計の予算額227億2110万余円に対し、支出済額は202億3628万余円（執行率89.1%）となっており、ここから翌年度繰越額15億4053万余円を差し引いた9億4428万余円が不用額となっている。2年度と比べ増減額が最も大きかったものは、公債費の14億2023万余円の増加、総務費の36億2669万余円の減少である。

備前市の3年度における普通会計の財政力指数、経常収支比率をみると、財政力指数については、0.432となっており、2年度と比べ0.015ポイント減少しているものの、全国平均の指数と比較するとこれを下回っている。また、経常収支比率については、89.4%であり、2年度と比べ8.2ポイント減少しているが、引き続き経常的経費の削減に努めるなど、さらなる改善を図る必要がある。

監査委員は、監査資源が限られた中、組織目的の達成を阻害する要因（以下「リスク」という。）を識別し、リスクの内容及び程度を勘案するなどして、審査対象を抽出して決算審査を実施している。その結果、次のような状況が見受けられた。

市の歳入については、必要な調定の変更を行っていなかった事態や、私債権を不納欠損する時期が適切でない事態、市営住宅の家賃決定に際し、専決区分が誤っている事態が見受けられた。歳出では、概算払いで支出したものの会計管理者へ精算書類の送付が漏れていた事態が見受けられた。財産に関する調書については、3年度決算においても記載漏れが認められた。

イ 意見

令和3年度における決算審査の結果や、個別意見などを受けて、市の組織及び運営の合理化に資するため、次の点に留意し改善することを求める。

監査委員は、予算の執行に当たり、法令順守を原則としつつ、市が自ら法令等の範囲内で定めた例規等のルールを守っているかを確認し、意見するものである。その中で、会計事務上の手続きが漏れていたことを、市はリスクとして受け止める必要がある。そして、市は、会計事務の執行に関して自ら年度末に執行状況などを検証することで実態を把握するなど、そのリスクが大きくなる前に適正に事務を執行できる環境に改善する必要がある。

財産管理に当たっては、財産に関する調書は、市民から託された貴重な財産を市民に公表するものであることの重要性を認識し、各種の台帳の統合等を図り財産管理の適正化に努めるとともに、内部で相互に確認するなど、内部統制の強化について検討する必要がある。

なお、監査委員は、昨年度も指摘したが、財務に関する内部統制の機能強化のため、会計管理者の体制強化をすることについて、組織体制の見直しの一つの方向性として検討する必要があると考える。

最後に、市は、「豊かな“自然と文化”、魅力あふれる“まち”、活気ある“ひと”それが備前」を将来像とし、市民生活の向上や市内経済を支える取り組みを実施している。市が掲げる将来像を実現するためにも、市民が安全で安心し、活気にあふれ、幸せに暮らし続けられるための施策を推進する必要がある。

(2) 個別意見

ア 決算書等の表示が適正でないもの

(ア) 収入未済額の表示が適正でないものについて

市の収入事務は、備前市会計規則（平成17年規則第57号。以下「規則」という。）等に従って行うこととなっており、規則によれば、歳入をしようとするときは、調定しなければならないとされ、また、調定した後において調定金額について特別の事由により変更の必要が生じたときは、直ちにその変更額について調定しなければならないとされている。

令和3年度の一般会計歳入歳出決算事項別明細書の調定について審査したところ、次のような事態が見受けられた。

契約管財課は、職員駐車場の使用料を徴収しており、その歳入について調定をしている。しかし、当該年度分に歳入すべき全額の調定を行った者のうち、年度内に駐車場を使用しなくなった者について、その減額の対象となる15,000円の調定の変更を行っていなかった。

したがって、本来、歳入すべきものの金額を直ちに減額して調定しておかなければならないにもかかわらず、適切な調定を行っていないことは、規則に違反していると認められる。

¹ 備前市会計規則第23条及び第28条

(イ) 財産に関する調書の表示が適正でないものについて

市は、決算に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に規定されている財産に関する調書（以下「財産調書」という。）を作成している。

財産調書は、地方自治法施行規則²（昭和22年内務省令第29号）において様式が規定されており、土地及び建物等については、前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高を記載することとされている。

令和3年度の財産調書について審査したところ、建物及び物品について、契約管財課から期中の異動内訳として提出された資料と、財産調書の決算年度中増減高が一致していないことにより、決算年度末現在高が異なるものとなっていることは、適正でないと認められる。

財産調書は、市の財産の現在高等を議会に報告し、市民に対して市が保有する財産の現況を明らかにするという性格を有するものであることから、記載に関する適正なルールや基準及び記載内容を確認する体制を構築し、正確に記載することが極めて重要である。

なお、財産調書は、監査委員より指摘した事項を修正されたものが決算書に付されている。

² 地方自治法施行規則第16条の2

イ 予算の執行等が適正でないもの

(ア) 概算払いにより交付した補助金等の精算について

市の歳出事務は、備前市会計規則（平成17年規則第57号）等に基づき行うこととなっている。

備前市会計規則³では、市長は、概算払いによる支払いを受けた者から精算書の提出を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、これを会計管理者に送付しなければならないとされている。

令和3年度における市からの補助金の精算の状況について審査したところ、建設課が概算払いにより交付した市道・市管理河川等ボランティア推進事業補助金のうち、1件（6団体分）計213,600円について、精算書の内容の審査は終了していたが、会計管理者への送付が漏れていた。

したがって、会計管理者への精算書の送付が漏れていたことは、規則に違反しており、事務処理上改善する必要があると認められる。

³ 備前市会計規則第76条

(イ) 市営住宅に関する事務が適正でないものについて

市営住宅の管理等については、備前市営住宅条例（平成17年条例第207号。以下「条例」という。）及び備前市事務決裁規程（平成17年訓令第7号。以下「規程」という。）等により行うこととなっている。

条例⁴では、市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するとき（以下「入居承継」という。）は、当該同居者は市長の承認を得なければならないとされている。また、市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、条例の規定により認定された収入に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）に規定する方法により算出した額とすることとされている。この家賃決定に用いる収入を認定するため、入居者は、毎年度市長に対し収入を申告しなければならないとされ、この申告に基づき、市長は収入の額を認定し、入居者に通知するものとされている。ただし、入居者から申告がない場合においては、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること（以下「収入の確認」という。）ができるとされている。

さらに、備前市事務決裁規程⁵は、市営住宅の入居承継の許可については課長の専決事項とし、市営住宅の家賃の決定については部長の専決事項としている。

令和3年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たり、市営住宅の家賃について審査したところ、都市計画課において、収入の確認が不十分である事態1件や、入居承継に伴う家賃決定を行う際に課長の専決事項として処理していた事態1件が見受けられた。

このように、家賃の決定に関し、収入の確認が不十分であったことや、専決事項の区分を誤って処理していたことは、規程等に違反していると認められる。

⁴ 備前市営住宅条例第13条、第14条及び第15条

⁵ 備前市事務決裁規程第6条

ウ 効率性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの

(ア) 債権の管理について

市の歳入事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び備前市会計規則（平成17年規則第57号）等に基づき行うこととなっている。

地方自治法⁶によると、債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利とされている。

令和3年度の一般会計及び特別会計の審査に当たり、収入未済額1,196,216,763円を確認したところ、環境課のごみ処理手数料のうち、法人である債務者の破産手続きが令和3年12月に清算や配当が行えず終了したことに伴い、令和3年度中に債権が消滅していた場合には不納欠損を行うべきもの1件14,900円について、不納欠損に関する必要な確認が行われていなかった。

市は、債権を管理するに当たり、債権について適正に徴収その他の必要な手続きを行うことは当然である。一方、市では、債権管理に関する規程等がないことや、債務者に関する必要な情報が横断的に共有できていないことから、適時の事務処理ができていない状況が見受けられる。

したがって、市は、適正に徴収を行うとともに、債権に関する横断的な規程等を設けたうえで、各部署が適切な事務を行えるよう、必要な情報等を複数部署で適時に共有するための環境を速やかに整備する必要がある。

⁶ 地方自治法第240条

3 決算の概要

令和3年度の備前市一般会計及び各特別会計の決算額は、表1、表2のとおり、歳入総計307億8722万余円（予算対比95.4%）、歳出総計291億4736万余円（予算対比90.3%）となっている。

一般会計については、歳入213億1112万余円、歳出202億3628万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は、10億7483万余円となり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源2億2028万余円を差し引いた実質収支は、2年度と比べ3億7818万余円増加（前年対比79.4%増）し、8億5455万余円となっている。

特別会計については、備前市国民健康保険事業特別会計ほか10特別会計の歳入総額は94億7609万余円、歳出総額は89億1107万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は5億6502万余円となり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源8308万余円を差し引いた実質収支は、2年度と比べ3581万余円減少（前年対比6.9%減）し、4億8194万余円となっている。

表1 会計別決算額

会 計 名	(単位：円)	
	歳入決算額	歳出決算額
一 般 会 計	21,311,123,424	20,236,288,884
国民健康保険事業特別会計	4,209,974,124	4,020,905,047
土地取得事業特別会計	60,771,625	55,755,683
三石財産区管理事業特別会計	5,980,712	2,974,667
三国地区財産区管理事業特別会計	11,029,384	2,928,582
浄化槽整備事業特別会計	21,864,829	19,213,743
後期高齢者医療事業特別会計	601,808,174	597,513,745
介護保険事業特別会計	4,339,100,128	4,141,859,655
飲料水供給事業特別会計	37,952,225	27,372,090
宅地造成分譲事業特別会計	9,826,212	712,360
駐車場事業特別会計	43,622,459	35,333,865
企業用地造成事業特別会計	134,166,755	6,503,221

表2 財政収支の状況

(単位：円、%)

区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌 年 度 繰 越 財 源	実 質 収 支
一 般 会 計	21,311,123,424 △ 7.4	20,236,288,884 △ 9.6	1,074,834,540 75.9	220,281,350 63.6	854,553,190 79.4
特 別 会 計 合 計	9,476,096,627 △ 0.3	8,911,072,658 0.7	565,023,969 △ 13.4	83,081,029 △ 38.3	481,942,940 △ 6.9
総 計	30,787,220,051 △ 5.3	29,147,361,542 △ 6.7	1,639,858,509 29.8	303,362,379 12.6	1,336,496,130 34.4

(注) 上段は決算額、下段は対前年度増減率である。

予算に対する執行率

(単位：円、%)

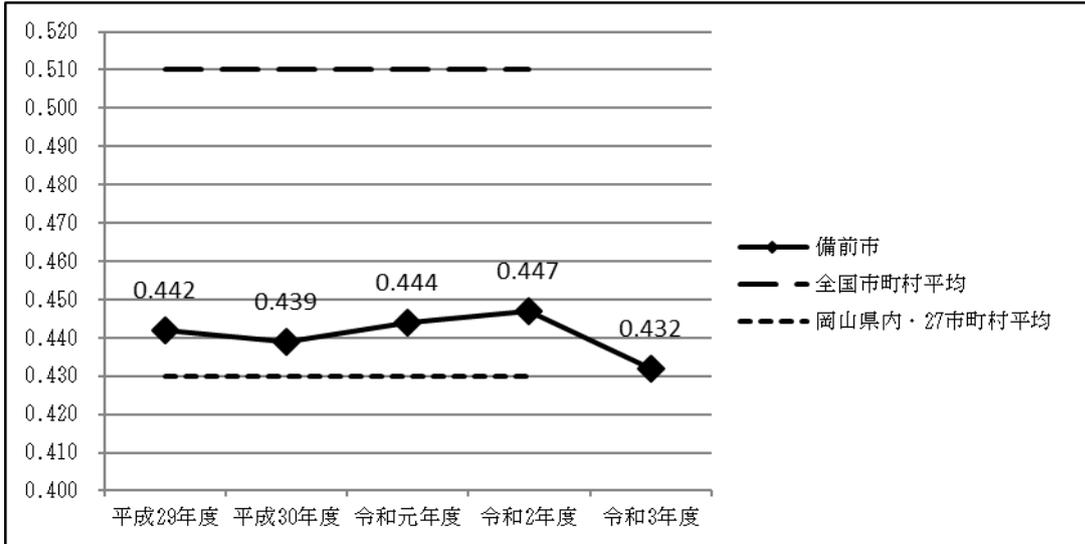
区 分	予 算 現 額	歳 入	歳 出
一 般 会 計	22,721,105,460	93.8	89.1
特 別 会 計 合 計	9,554,953,000	99.2	93.3
総 計	32,276,058,460	95.4	90.3

(参考) 令和2年度の状況

(単位：円)

区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌 年 度 繰 越 財 源	実 質 収 支
一 般 会 計	23,001,944,576	22,390,947,540	610,997,036	134,633,000	476,364,036
特 別 会 計 合 計	9,505,351,926	8,852,899,042	652,452,884	134,692,000	517,760,884
総 計	32,507,296,502	31,243,846,582	1,263,449,920	269,325,000	994,124,920

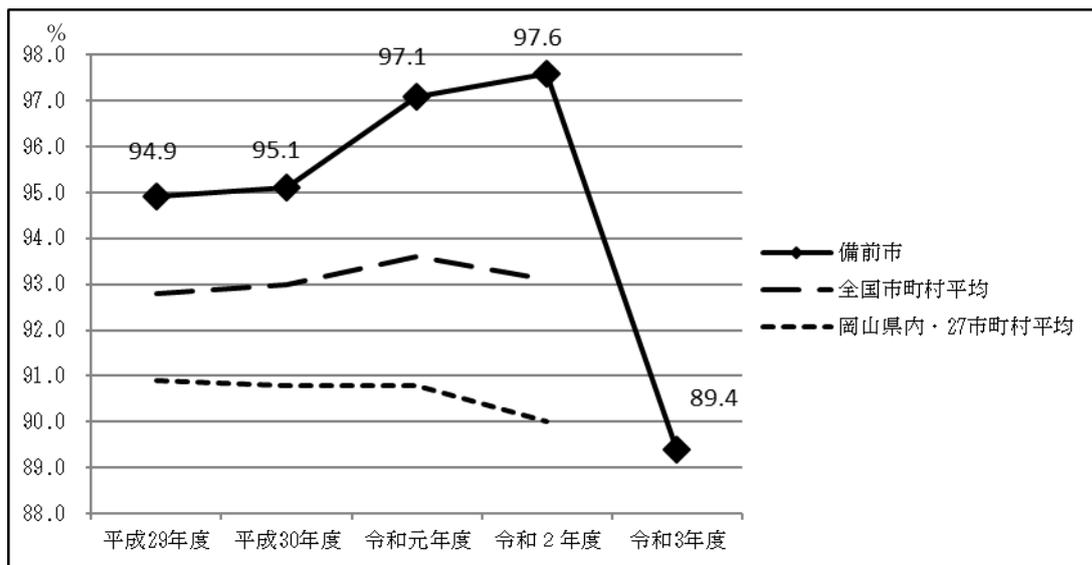
図1 財政力指数の推移



(注1) 財政力指数は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和3年度の他市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。

図2 経常収支比率の推移



(注1) 経常収支比率は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和3年度の他市町村の経常収支比率は、現時点で未公表のため表示していない。

